

代理人支払サービス利用規定

第1条 「代理人支払サービス」の内容

1. 「代理人支払サービス」(以下「本サービス」という)とは、預金者ご本人様がお来店できない場合に、ご本人様に代わって指定された代理人様とお取引を行うサービスをいいます。
2. ご利用いただけるお客様は、本規定に同意し、本サービスを利用する契約締結能力がある方に限ります。
3. 本サービスの利用期間は、お申込日より1年間とします。但し、お申込日の応答日の7営業日前までに、解約のお申出が無かった場合には更に1年間延長し、以降も同様とします。
4. 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約は、当金庫所定の申込書によるお客様の申込みに基づき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。お客様においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

第2条 本サービスの要領

1. 代理人の指定と取引の指定
 - (1)代理人様は、原則ご家族等をご指定いただき、代理人様のご指定は、預金者ご本人様が責任を持って指定して下さい。
 - (2)代理人様に委任するお取引は、預金者ご本人様の意思で責任を持ってご指定ください。
2. 代理人様との取引
 - (1)ご指定された代理人様は、預金者ご本人様が指定した取引に関して、一切の行為を委任されたものとします。
 - (2)代理人様とお取引は、申込店での指定された取引のみに限定しますので、他店でのお取引の代理行為を委任する場合には、該当する店舗で改めてお申込み下さい。
 - (3)代理人様が、代理行為をする場合には、本申込書に押印された印鑑をご使用下さい。なお、取引にあたっては、当金庫所定の手続きに準じてお取引いただきます。
 - (4)複数の代理人をご指定することは出来ません。ご指定された代理人様以外の代理人をご指定したい場合には、所定の変更届兼利用停止届をご提出ください。
 - (5)預金者ご本人様から指定されている代理人様が、更に他の代理人を指定することは出来ません。
 - (6)預金者ご本人様から提出された変更届兼利用停止届にて、代理人様が解任もしくは変更された場合には、仮に代理人様の同意がなくとも、新たに選任された代理人様を真の代理人様としてお取引し、旧代理人様と代理人としてのお取引はいたしません。
 - (7)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに当金庫に届け出るとともに、第3条各号に従って、変更・利用停止等を行ってください。
3. 代理人様との責任の範囲
 - (1)代理人様は、預金者様の指定した取引に関し、代理人に指定されることに同意してください。

- (2)代理人様が行う取引は、預金者様自身が行った当金庫との取引と同等の効力が発生します。
- (3)代理人様が行った行為によって、後日、紛争等のトラブルが発生しても、預金者ご本人様と代理人様の責により解決していただき、当金庫は一切の責を負いません。

第3条 変更・利用停止等

1. お申込内容の変更

指定された代理人様の解任や変更等をご希望される場合には、預金者ご本人様が当金庫所定の変更届兼利用停止届をご提出下さい。

2. 本サービスの利用停止（お客様の都合による解約）

「本サービス」の利用停止をご希望される場合には、当金庫所定の変更届兼利用停止届をご提出下さい。

第4条 解約等

次の事由がひとつでも生じた場合には、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく「本サービス」の利用を停止し解約することが出来るものとします。

- (1)本人が死亡し、サービスの継続が不可能と判断した場合
- (2)本人の意思・判断能力が無くなったと当金庫が判断した場合
- (3)その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

第5条 免責事項

- (1)本サービスに関し、当金庫の責によるものを除き、一切責任を負いません。
- (2)変更届兼利用停止届をご提出されずに行われたお手続きについては、後日、紛争等が発生したとしても当金庫は一切の責任を負いません。
- (3)代理権が終了する事象（例えば預金者の死亡・成年後見制度の開始等）が発生した後も、当金庫にサービス利用停止等の届出がない限り、代理人と行った取引は有効であり、それにより生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。

第6条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各サービスにかかる規定等により取扱うものとします。

第7条 サービスの終了

当金庫は、お客様へ通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することがあります。この場合本サービスの利用期間中であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

第8条 規定の変更等

- (1)この規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020.04 改)